

令和 6 年 1 2 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第 88 号	大東市手数料条例-----	1
・議案第 89 号	大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技 術管理者の資格を定める条例	
	(1) 公布の日施行分-----	3
	(2) 令和 7 年 4 月 1 日施行分-----	3

大東市手数料条例 新旧対照表

新		
本則 （略）		
別表（第 2 条関係）		
区分		手数料の額
9 狂犬病予防法 （昭和 2 5 年法 律第 2 4 7 号）に 基づくもの	犬の登録（ <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による申請があったものとみなされる場合を除く。</u> ）	（略）
	（略）	（略）
備考 （略）		

主要改正点

- ・動物の愛護及び管理に関する法律に規定する狂犬病予防法の特例の適用を受けることにより簡素化される犬の登録及び鑑札の交付の事務について、手数料を徴収しないこととしたこと。

旧		
本則 （略）		
別表（第 2 条関係）		
区分		手数料の額
9 狂犬病予防法 （昭和 2 5 年法 律第 2 4 7 号）に 基づくもの	犬の登録	（略）
	（略）	（略）
備考 （略）		

議案第 8 9 号

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

新
<公布の日施行分> 第 1 条 ～ 第 3 条 （略） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 （略） （1） ～ （4） （略） （5） <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 （6） （略） <令和 7 年 4 月 1 日施行分> 第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （布設工事監督者の資格） 第 3 条 （略） （1） 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2） 学校教育法に規定する大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限</u>

主要改正点

- ・水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 3 条 （略） （水道技術管理者の資格） 第 4 条 （略） （1） ～ （4） （略） （5） <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 （6） （略） 第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （布設工事監督者の資格） 第 3 条 （略） （1） 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法に規定する大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

新

る。)

(3) 学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学（以下この号及び次条第1号から第3号までにおいて「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については2年以上、第2号の規定による卒業をした者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

旧

(3) 学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学（以下この号並びに次条第2号及び第3号において「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であつて、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規

新

ぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 （略）

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する

旧

定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 （略）

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す

新

技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 7 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、第 1 号から第 3 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) （略）
- (6) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 建設業法施行令第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) （略）

旧

る者

- (3) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 7 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) （略）
- (6) （略）

印刷物番号

6 - 5 9
